平成２１年（フ）第１０５１号
仙台市太白区東中田６丁目13番７号　菅原荘３
債務者　太田　國夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５３号
宮城県名取市相互台４丁目２番地の７
債務者　長谷川利克（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５８号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅７棟101
債務者　佐藤なみい
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６２号
仙台市宮城野区枡江10番８号　鈴木アパート201
債務者　亀田　　正
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
茨城県常陸太田市幡町964番地　幡町団地Ｄ―301号
債務者　後藤　美和
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９１号
京都市伏見区淀本町211番地３　プリオール木下202、申立前の住所京都市伏見区納所星柳17番地２　セントラルハイツ淀701号
債務者　中井　　操（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地30棟103号
債務者　鳥越　眞弓
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８８３号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地22―806
債務者　石田　清史
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２８号
京都市左京区岩倉花園町278番地１
債務者　染匠とく田こと　徳田　　修
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５６号
京都市山科区西野山欠ノ上町52番地８
債務者　前田　敦子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６７号
京都府宇治市伊勢田町中ノ田33番地の10、申立前の住所京都府久世郡久御山町林宮ノ後３番地１　43棟502号
債務者　島田奈緒美（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７１号
京都市南区吉祥院這登中町34―２　ヤサカ交通寮117、住民票上の住所京都市南区吉祥院這登中町34番地２　ヤサカ交通寮115号
債務者　栢下　　貢
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０６号
京都市右京区梅津坂本町28番地25
債務者　山本みづほ（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２５号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科団地１棟605
債務者　松本　一男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４７号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町17番地11
債務者　三信衣料こと　仲川　勝祥
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５６号
京都市伏見区羽束師菱川町582番地65
債務者　聚岳みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６４号
京都市左京区北白川山田町26番地の39
債務者　滝本　真己
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係